

「アイデンティティ」と「公共性」 —ボストンの聖パトリック・パレード論争から— 高橋芽惟

1 「アイデンティティ」の表現と「公共性」

1991年アメリカ、ニューヨーク市で同性愛者の団体が公の場に入場することを禁じられるという出来事が生じた。それは、アメリカのアイルランド系の「同性愛者」として活動するILGO (The Irish Lesbian and Gay Organization) という団体が、アイルランドの祝祭として知られる聖パトリック・デイ・パレード (The St. Patrick's Day Parade) への参加を申請し、パレード実行委員会によってそれが不許可とされたことから生じたものである。結果的にILGOのパレード参加は許可されることとなったのだが、その際には「ゲイ」「レズビアン」であることを「示すな」と、「セルフ・アイデンティフィケーション (self-identification)」の禁止が実行委員会によってパレードへの参加条件として課せられた。

この出来事にみられるように、「同性愛者」が「公」の場に入場することを禁じられるという出来事はどのように捉えることが可能だろうか。一見して、そのような措置は「同性愛者」への差別であると捉えられるし、「公」の場からの「同性愛者」の排除であるとも捉えられる。しかし、本論争においてILGOが禁じられたのは参加そのものではなく「ゲイ」「レズビアン」であるという発話であり、「アイデンティティ」さえ示さなければ「公」の場への参加は認められたのである。このとき、「アイデンティティ」とそれを発話することはどのような意味を持っていたのだろうか。そして特定の発話を禁止する本条件は、ILGOの「公」の場への参加をどのように制限していたのだろうか。本稿では、「同性愛者」の「セルフ・アイデンティフィケーション (self-identification)」の禁止という条件に着目することで、「アイデンティティ」が、「公共性」にとってどのように位置づけられ、機能しているのか、それらの関係性について考察してみたい。

パレード論争の概要は以下である。1990年10月、ILGOは、翌91年、第230回目の聖パトリック・デイ・パレード (以下パレードと略す) に行進者

としての参加を申請していたが、パレード実行委員会幹部のAOH（The Ancient Order of Hibernians）の決定により不許可となった。このパレードが祝う聖パトリック・デイとは、アイルランドにキリスト教を広めた聖人、パトリックの命日であり、カトリックにおける祭日である。毎年パトリック・デイにはアメリカ各地でアイルランド系移民によるパレードが行われる。¹

パレード幹部であるAOHは、1836年にニューヨークで設立されたアイルランド系移民による団体であり、アメリカで最も古く、世界で最も規模が大きいアイルランド系移民のカトリックの団体である。AOHによれば、アメリカにAOHが設立されたのは、アイルランド系移民に対する福利厚生を確保し、カトリック教徒を主とするアイルランド系移民に対するアメリカ国民の反対感情や教会への攻撃から聖職者を守るためであった。現在AOHは「友愛、連帯、キリストの慈愛」をモットーに経済的・社会的な理由によりアメリカへ移住するアイルランド系移民に対する支援を行っている。AOHの業務はアイルランド文化の育成・保存、「祖国」であるアイルランドとの仲介、奨学金事業、支援事業のためのスポンサーの確保などである。²

この論争は大きく二つの議論を呼んだ。一つはILGOがニューヨーク市に不許可理由が「同性愛者」に対する差別を含んでいないか判断するよう要請したことや、パレード委員会が参加人数枠を減らすようニューヨーク市により要請されていると主張したこと、後に車椅子の児童らのグループが長年参加を不許可とされてきたと主張したことにより、ニューヨーク市行政がILGOとAOHとの議論に参加し、この問題が「ニューヨーク市」の問題となったことである。³ 例えばニューヨーク市警がILGO参加に伴い発生する市の経済的負担を示したことで、ILGOを参加させるために税金を用いることは、ニューヨーク市の公金の使途として適切であるかが議論された。1991年3月15日、ILGOとパレード委員会、ニューヨーク市が議論をしたのを受け、ニューヨーク市警はILGOのパレード参加を許可するために3100人の警官の動員が必要であること、そして1時間の延長によって50万ドル以上の経済的負担が市に課せられるとする予見を示した。⁴ パレード延長のための警官の配備、衛生対策、交通整理、会社業務の停止などが50万ドルの経

済負担の内訳である。⁵

つまり、市警は予測される経済的負担額を提示することで、ILGOのパレード参加は果たして50万ドルの公金を費やすだけの価値があるかを問いにしたのであった。言い換えれば、公金としての「税」をILGOのために用いることがニューヨーク市民にとって「公平」な措置であるかが問われたのである。このようにパレード論争は、ニューヨーク市としてILGO参加を支持するべきか否かという問題へと発展した。議論の結果、市長がILGO参加を強く支持し、彼らは3月16日に行進者として参加を果たしたのだった。⁶

また二つ目に、本論争は「アイデンティティ」の表現についての議論を呼んだ。先述したように、ILGOはパレードへの参加を許可された際にパレード実行委員会からある条件を課されたのである。委員会はパレード参加者が「ゲイ」や「レズビアン」であることを記したTシャツやリストバンド、レインボー・フラッグなどを身につけることは「セルフ・アイデンティフィケーション (self-identification)」、つまり「自己呈示」の手段であり、パトリックの誕生を祝うというパレードの目的に反するため規律違反であるとしたのである。⁷

本条件は、パトリックの誕生を祝うために全参加者が「アイデンティティ」の表現を自粛しなければならないことを規定していたが、実際に条件に拘束されたのはILGOだけだった。例えば「ニューヨーク市警 (NYPD)」や「ニューヨーク市消防 (FDNY)」ということばをユニフォームや旗に書き記すことは許可されていたのに対し、「ゲイ (Gay)」、「レズビアン (Lesbian)」や「ILGO (Irish Lesbian and Gay Organization)」ということばだけが表現を禁じられたのである。⁸ つまり、ILGOだけが、集团的「アイデンティティ」を標榜しているとみなされたのである。

本条件は非常に大きな矛盾を含んでおり、本論争を紐解く上で非常に重要である。まずILGOだけに「アイデンティティ」の表現を禁じており、第二に参加者の「アイデンティティ」を問題にしつつ、「表現」さえしなければ、どんな「アイデンティティ」の持ち主であろうと参加自体は構わないとしているからである。つまり本条件は「アイデンティティ」を批判しつつ、問題はその表現の仕方にあるとしているのである。

本稿がこの条件に着目するのは、それが「公共」概念を問い直す契機を含んでいると考えられるためである。パレード等の取り組みは、公道に出るというだけで「アイデンティティ」を示すためのパフォーマンスであると見なされやすい。1960年代のアメリカのストリート・パフォーマンスを分析したMartin (2004) は、公道を「公共領域」、そこで行われる歌やパレード、劇、抗議などを「パブリック・パフォーマンス」と定義する (p. 4)。そしてそれらが重要なのは、公道に出ることでマイノリティからマジョリティに対して「アイデンティティ」を示し、権利要求を認めさせるための政治的手段となっていたためであるとする (ibid.)。

Martinが依拠しているのは「公共領域」についてのアーレントの解釈である。アーレントは、「現われ (アピアランス、appearance) がリアリティを形成する」として、公的領域に現れることの絶対的な重要性を説く (1994, p. 75)。公的領域に「現れる」こととは、さまざまな立場の人間によって、そこに現れたひとの声が「見られ、聞かれ」ることである (ibid., p. 75)。多数の人間が参加する場としての公共領域を、著者は「共通世界としての公的領域」、つまり見られ、聞かれるという経験を可能にさせる共通の「場」と表している (ibid., p. 79)。

このように、「公共領域」を「アイデンティティ」が「現れる」ための場とするならば、本論争は「同性愛者」と「アイルランド系移民」が「アイデンティティ」の「現れ」を巡って繰り広げた論争と捉えられる。しかし、本論争のように「アイデンティティ」自体が論争の議題となっていた場合、パトリック・パレードが行われた場を「公共領域」と捉えることも困難である。むしろ本論争では異なる「アイデンティティ」同士が存在するような「公共領域」のあり方を問い直すような契機となっていたのではないか。

マイノリティが「公」の場に出る行為は、マジョリティに対し「アイデンティティ」を「示す」行為として積極的な価値を与えられることが多い。

しかし、マイノリティは果たして「アイデンティティ」を示さなければ「公」の場に存在することを許されないのだろうか。逆に言えば「公」の場とは「アイデンティティ」を持つものしか参加することを許されない排他的な場なのだろうか。本論争を紐解くことで、「アイデンティティ」を積極的

に示すという目的性を持たずとも存在が認められるような公共領域のあり方を考察することができるのではないだろうか。これらの問題について本稿では検討を重ねてみたい。

2 「アイデンティティ」と「公共性」

本論争を紐解く上で、発話による「アイデンティティ」と「公共領域」の関係性について明確にしておくことが必要である。以下では「アイデンティティ」、「公共領域」それぞれがどのような定義をされてきたのか、そして批判を受けてきたのかを「同性愛」という事象に焦点を当てることから明らかにしておきたい。

2.1. 「アイデンティティ」と発話

2.1.1 分類によって生み出される「アイデンティティ」

同性との性行為や同性への性的欲望は、近代社会に入って初めて医学や精神医学等の学問的権威によって個人的「本質」としての「アイデンティティ」として位置づけられるようになった。宮崎（2008）によれば19世紀半以降のヨーロッパの国々で、「ダーヴィニズム（Darwinism）」の影響により「セックス」を科学的な分析・研究対象にしようとする機運が生じ、「セクソロジー（sexology）」が体系化され、「逸脱した性」、「正常な性」が分化された。「異性愛（heterosexual）」、「同性愛（homosexual）」ということばが使用されるようになったのもこの頃である。

同性との性交を個人の本質としての「アイデンティティ」と結び付けたのは、クラフト＝エビングの『性的精神病理学』である。クラフト＝エビングは、性的欲望の対象を決定付けるのは脳であるとした。脳を媒介とし身体と精神を結び付けることによって、同性愛を「生得的」で不変な特質であるとしたのである。それまでヨーロッパではキリスト教が同性同士の性愛を禁じていたが、それは肛門性交が大罪の一つ「ソドミー」であるという理由によってだった。つまり同性同士の性交は単に規律違反ということであり、「同性愛者」という「主体」は想定されなかった（ibid.）。

ウィークスは、近代以降の社会においてセクソロジーが「性的倒錯」とい

うカテゴリーを執拗に形成しつづけ、「セックスの真実に迫る鍵は自然の摂理の奥底に隠されているという自然主義的誤謬」を生み出してきたと指摘する(1996, p. 16)。つまりウィークスは、近代社会における「本質」としての「アイデンティティ」は、ことばを用いた分類によって生み出されたと指摘しているのである。

フーコーもウィークス同様「アイデンティティ」の成立にとってことばが大きな役割を果たしていることを指摘する。フーコーは18世紀後半以降の近代社会で、性現象を「異常/正常」に分類し、名づけ、陳述することによって人々の性行動を規制する力が発生したと指摘する。「同性愛」が「逸脱」カテゴリーとなることで、「異性愛」がセクシュアリティの基準となったのである。つまりことばによる分類が人びとを管理する作用をもたらしたのである。このように分類によって生じる力を「権力 (pouvoir)」という。(1986, p. 123)。

2.1.2 発話によって生み出される「アイデンティティ」

一方、同性愛者による「カミング・アウト」の実践は、ことばの力を用いながら「アイデンティティ」を効果的に生み出すかが焦点となっていたと言える。「カミング・アウト」とは「同性愛」というセクシュアリティを「アイデンティティ」として語る行為であり、1969年の「ストーン・ウォール事件」をきっかけとして生じたアメリカ合衆国で生じた「ゲイ解放運動 (gay liberation movement)」で広く行われるようになったものである。飯野(2008)によれば、ゲイ解放運動以前、カミング・アウトが行われる相手は自分自身や友人、家族など限られた範囲であり、その発話は社会に対し訴えかけ、変革を求めるためのものとはみなされていなかったのだが、ゲイ解放運動以降、この実践は、男性同性愛者が同性愛者への差別を社会的な問題として訴えるための手段として、「より公的 (public) で政治的な (political) 意味をもった行為」とみなされるようになる (p. 39)。

ゲイ解放運動におけるセクシュアリティの語りについて特徴的なのは、自らを表す際に「同性愛者 (homosexual)」に代わって「ゲイ (gay)」ということばが用いられるようになったことである。サイドマンは、1960年代

後半から1970年代にかけて「ゲイ」ということばには「個人的・社会的アイデンティティを示すという意図があった」とする(1995, p. 225)。つまりこの文脈においてカミング・アウトは「異常」な存在として定義されてきた「同性愛者」を、特定のコミュニティと自尊心を持った「ゲイ」へと転換する手段だったのである。

飯野(2008)は、Phelan(1992)を引用しカミング・アウトを、「ピカミング・アウト(becoming out)」と置き換えている。Phelanによれば、カミング・アウトとは単にゲイであることを陳述または暴露するものではなく、自らが「ゲイ」というそれまでになかった存在に「なる」自己形成の過程であるからだ(飯野, 2008, p. 51)。このように、ゲイ解放運動の文脈では、ことばによって対象を生み出すことが戦略的に行われていた。発話がそれが語っている対象を生み出す機能を発話の「行為遂行性(performativity)」という(バトラー, 2004)。

以上からわかるのは、ゲイ解放運動以降のカミング・アウトの文脈で、自らの「アイデンティティ」を語る発話行為には、対象を「構築する」行為遂行的機能が見出されてきたということである。ゲイ解放運動以降のカミング・アウトの実践は「アイデンティティ」が発話によって生み出されることを効果的に利用し行われてきたのである。

2.1.3 関係性によって変化する「アイデンティティ」

発話の行為遂行的機能によって「アイデンティティ」が生み出されるということは、「アイデンティティ」そのものが発話が交わされる状況や関係性、社会的文脈によって変容しやすいものであることも示している。

例えばハートは、カミング・アウトは発話者に必ずしも良い結果をもたらさないと警告する。ハートによれば、カミング・アウトとは「一連の過程のスタート」であり、カミング・アウトすることで発話者が再び聴衆によって「特殊」な人物として再配置されてしまう危険性を無視できないと指摘する(2002, p. 258)。つまり、ハートは発話者と聞き手がどのような関係性にあるかによって、語られている「アイデンティティ」の内容は異なると述べているのである。

発話による「アイデンティティ」が発話者と聞き手の関係性によって変化するということは、発話の行為遂行性そのものが、発話が行われるその時の状況によって異なる曖昧で脆弱なものであるということである。杉浦（2002）は、発話によって発話者と聴衆との間で構築される現実、既存の社会的知識からの引用によって行われるため、その行為遂行的力は「偶発的」とする（p. 79）。例えば「なかなか彼女ができなくてさあ」という発話は、異性愛至上主義的文脈では異性愛の男性の発話であると理解されがちだが、それ以外の文脈においては、女性による発話であってもおかしくはない。このように、同じ発話であってもどのような知識を参照するかによって、その発話が生み出す対象は多様化する。逆を言えば、ことばは既存の社会から全く無縁の現実を生み出すことができない。

以上から「アイデンティティ」とはもともとそこにあるものではなく、発話によって生み出されるものであることが明らかになった。それ故に、ゲイ解放運動などの取り組みでは発話が肯定的なアイデンティティを構築するために戦略的に用いられもしたし、一方でその効果が聴衆との関係性や発話がなされる文脈に依存するため、発話者にリスクを負わせることにもなってきたのである。

2.2「領域」として生み出される「公共性」

「公共性」に関する論述家としては先述したようにアーレントが著名である。アーレントは古代ギリシャの都市国家に基づき、人々が生活する場を「公的領域」と「私的領域」に明確に分けた。「公的領域」は活動と言論によって自由・平等が保証された場所であり、参加者には「現れ」が与えられる。一方「私的領域」とは家庭を指し、人間が生命を維持・再生産し生物としての必要性を満たすための領域を指す。この領域では家長が専制的な力を持ち暴力の行使も認められる。「公共領域」を、著者は「共通世界としての公的領域」とも形容しているように、ここでの「公共領域」とは「見られ、聞かれ」という経験を可能にさせる共通の領域的な「場」である（1994, p. 79）。齋藤（2000）は「公共領域」を「誰にでも開かれた」領域であると定義する（p. 5）。この場では、人びとは単一の固定的な「アイデンティ

ティ」を押し付けられることがないため、複数の集団や組織に多元的に関わることが可能になるという (ibid., p. 6)。

アーレント、斎藤によれば「公共領域」とは多数の人に「見られ、聞かれ」ることを可能にし、単一の「アイデンティティ」を維持する必要もない開かれた場である。しかしハーバーマスは「公共性」を、18世紀ヨーロッパの「市民社会」に特有の領域であると限定している。18世紀ヨーロッパの「市民社会」とは商品取引と社会的労働によって発達した社会であり、「公共性」はこの社会内部で、書き言葉によって発達した。「公共領域」とは、公論によって人々が公権力を批判する場であった。したがってこの領域内に含まれる人々は書き言葉の能力があるブルジョア層に限られる(1994)。つまりハーバーマスの定義する「公共領域」とは明確な時代的、社会的背景を持ち、その内部に入れる人も限られるのである。

ハーバーマスの定義からは、多数の人々に開かれているはずの「公共領域」には条件が存在することがわかる。この条件については、1960年代以降アメリカを中心に生じた第二次フェミニズムによる批判をみることでわかる。彼女たちは、「公的領域」と「私的領域」の間の明確な境界線を批判した。なぜなら「私的領域」である「家庭」内で、女性は主婦としての役割が強調され、無償労働を強制されてきたからである。彼女たちはそうした問題が「家庭」の問題とされることで、社会的解決策が練られる可能性から疎外されることを指摘した。つまり、「公共領域/私的領域」の境界線は女性にとっては抑圧的な作用をもたらしてきたのである(小松, 2003)。

また砂川(2002)は、同性愛というセクシュアリティを明かすことが、しばしば「性的なことはプライベートなことである」という根拠によって批判されることを明らかにしている。「性的なことはプライベートなことである」という枠組みのもとでは、セクシュアル・マイノリティへの差別や偏見などの問題は社会的な問題として議論されにくい。砂川は「公/私」の枠組みで議論するのではなく、この枠組み自体を問い直す必要があるとしている(pp. 13-15)。

上記のような批判からわかるのは、「公共領域/私的領域」という二項対立的枠組みを自明のものとして受け入れることそのものが問題を含むという

ことである。Fraser (1997) は、ハーバーマスの「公共」概念を、ブルジョア階級の人々に参加が限られていると批判し、「公共領域」とは何かを定義することそのものが、「私的」なものを「公的」なものにとって好ましくないものとして生み出すと指摘する (pp. 72-89)。つまり Fraserによれば、「公共領域」とはあらかじめあるものではなく、何が公的で私的なのかを発話する瞬間に生み出される領域である。したがって「公/私」の境界線を、誰が、どのような条件でどこに引くのか自体が「公共領域」の成立にとって争点となる (pp. 85-89)。つまり、「公共領域」を巡って議論をする際に重要なのは、「公共領域/私的領域」という境界線をあらかじめ想定せず、それがいかに、誰の視点によって生み出されているか、そして誰が「公共領域」から排除されてしまっているかを考察することであることがわかる。

以上、先行研究から「アイデンティティ」が発話によって生み出されるために、その発話がなされる社会的文脈や発話者と聴衆との関係性によって意味内容が多様化すること、また「公的領域/私的領域」の境界線自体が誰かの視点によって、何かを選択しつつ排除することによって生み出されることわかった。つまり、「アイデンティティ」にせよ「公共領域」にせよ、ことばによって行為遂行的に生み出されるものであり、その発話がなされる社会的文脈や発話者の立つ視点から無縁のものではないということである。

したがって、以上から本論争を紐解く上で重要な視座がわかる：(a)「アイデンティティ」が発話により生み出されるものであるという点から、本論争を異なる「アイデンティティ」間の衝突と捉えることはできないということ；(b)「公共領域/私的領域」という境界線そのものが恣意性を含んでいるという点から、本論争を直ちに「公共領域」における論争であったと位置づけることはできず、むしろ本論争はなぜニューヨーク市の問題として議論され、そのことによりどのような結果をもたらしたか誰が排除されてしまったのかを問う必要があること；(c)「公共領域」も「アイデンティティ」もともに発話により生み出されるという点からは、本論争が「アイデンティティ」と「公共領域」に関わるものとして議論されたことによって、新たな現実が生み出される作用が行われていたのではないかということである。従って

以下では、まず本論争がどのような枠組みで議論され、その結果何を生んだか、そして何が排除されてしまったかを考察してみたい。

以下、第3節では、本論争がアメリカの「文化戦争」の枠組みにおいて異なる「アイデンティティ」の衝突の問題として議論されたことを踏まえつつ、ILGOからアイルランド系アメリカ人のセクシュアル・マイノリティにとってパレード参加にはどのような意味があったかを見ることで、多文化主義的「アイデンティティ」を前提とする「文化戦争」という議論的枠組の不適切さを明らかにする。第4節では「差異」の尊重をめざす多文化主義的「アイデンティティ」観が、マジョリティとマイノリティとの間に不均衡な権力関係を構築する点で問題があることを指摘し、「アイデンティティ」と「公共領域」の関係性について考察する。第5節では「セルフ・アイデンティフィケーション」の禁止条件を考察することから、「文化戦争」という枠組みに変わる議論の構図を模索する。以上から本稿では「アイデンティティ」と「公共領域」との接点を考察してみたい。

3 論争の枠組みとしての「文化戦争」

本論争はマイノリティ同士の「アイデンティティ」の衝突として議論された。それは1995年の連邦裁判所判決から明らかである。判決は「パレードは一つの表現手段であるから、憲法修正条項第一、信仰、言論の自由（The First Amendment）に鑑みてAOHの決定は支持される」とし、ILGOの参加不許可を合法とした（Mulligan, 2008）。つまり、聖パトリック・パレードはAOHが行う「私的」なイベントであるため、その参加基準はAOHが自由に決められるということである。また連邦裁判所判決は、パレードの役割をアイルランド移民の文化やローマカトリック教会の教えを伝道することとし、「ILGO」や「ゲイ」、「レズビアン」ということばはアイルランド系移民の文化やローマカトリック教会の教えに反すると示唆している。⁹

この判決は本論争を紐解く上で非常に重要である。なぜなら判決はパレードを「表現手段」と位置づけ、アイルランド系移民とILGOやゲイ、レズビアンとの間の差異を強調することで、AOHの私的領域とILGOの私的領域の対立という論争構図を生じさせているからである。まさにILGOとパレード

実行委員会は「同性愛者」と「アイルランド系アメリカ人」という異なるカテゴリーを代表するものとして、「アイデンティティ」に基づき「私的」な論争を繰り広げているものとみなされたのである。異なる「アイデンティティ」の「私的」な対立として議論された本論争は、アメリカの「文化戦争」の中で生じたものと位置づけられる。「文化戦争」とは、1980年代末から1990年代にかけてピークを迎えた、米国社会の規範的価値観を問い直す社会的な論争である。Bolton (1992) は文化戦争を、社会政治とモラルをめぐる争い、米国社会の現在と未来をめぐる争いと形容している。たとえば本論争と同様に、文化戦争という社会的文脈下で「同性愛者である」と呈示する発言が禁じられた事例として、アメリカ連邦法第37章第654条が定めてきた「同性愛公言禁止法 (Policy concerning homosexuality in the armed forces)」、いわゆる“Don't Ask, Don't Tell” (以下DADTと略す) という政策がある。DADTは1993年クリントン政権時に定められ、軍隊にリクルートの際に隊員の性的指向を尋ねることを禁じ (Don't Ask)、自分の性的指向を明かさず、「ホモセクシュアルなふるまい」をしない (Don't Tell) という限りにおいて、同性愛者の入隊を許可する法律である。¹⁰

文化戦争ではマイノリティの「アイデンティティ・ポリティクス」が「私的利益」を追求する手段であると批判された。例えば樋口 (2001) によれば、文化戦争下で社会の規範的価値観が問い直された原因は、女性運動、ゲイ・レズビアン運動、学生運動などのマイノリティによる権利運動が高まったことにある。また歴史家のギトリンは、「アイデンティティ・ポリティクス」がもたらす結果を「際限ない分裂であり、数々の単一文化の山」と批判している (2001, p. 265)。このように文化戦争では、マイノリティの「アイデンティティ・ポリティクス」が批判され、異なるカテゴリー間の「差異」や境界線が強調された。従って、本論争は紛れもなく「文化戦争」という一連の枠組みの中で争われた論争であった。

しかしながらILGOがどのような主張をしているかをみると、本論争の根底にあるのは「アイデンティティ」の対立ではないことがわかる。New York Times紙 (1991) が報じたところによると、ILGOの広報Maguireは、「私たちはゲイとして、レズビアンとして、アイリッシュのイベントで

あるパトリック・パレードで可視化される必要があるのだ。("We want to be visible as gays and lesbians,")"と主張している。¹¹ この主張は、明らかに彼らが「アイルランド系アメリカ人」であり、「カトリック教徒」でもあり、そして同時に「同性愛者」でもあることを表明するものだ。また *Newsday* 紙が報じたところによると、カトリック教徒であり、レズビアンでもあると語る Mileadgh は、アイリッシュの民族的伝統も、カトリック教会も、自分自身の性的指向も自分にとって重要なものであり、すべてに対し愛着を持っていると語っている (1991)。¹² このような立場は、一人の人間を「アイルランド系アメリカ人」か、それとも「カトリック教徒」か、「レズビアン」なのか分類するのが不可能であることを主張している。以上から、ILGO という境界線上の立場を考慮すると、「アイデンティティ」そのものを根本的な論争の原因とすることは適切ではないことがわかる。ILGO が自己呈示の発話をすることで求めているのは、「同性愛者」という固有の立場の主張ではなくそのカテゴリー自体を越えていくことであったからだ。したがって、本論争を安易に「文化戦争」という枠組みの中で議論することは適切ではない。むしろ、この枠組みを適用し、論争の原因を「アイデンティティ」に帰することで見落としてしまうことがあるのではないだろうか。

4 文化戦争下の「アイデンティティ」の問題点

文化戦争における「アイデンティティ」概念の基盤には「多文化主義 (multiculturalism)」がある。西川 (2003) によれば「多文化主義」とは、ある集団や共同体の中で複数の文化が共存している状態を示すと共に、そのような多文化の共存を好ましいと考え、積極的にその共存の推進を図ろうとする政策や思想的立場を表す (p. 85)。本論争は、ニューヨーク市としては ILGO のパレード参加が認められ、車椅子の児童たちの参加について議論されるなど、それぞれの「アイデンティティ」を尊重する多文化主義的な立場から解決が試みられた。

文化戦争下の多文化主義モデルはマイノリティとマジョリティとの間に不均衡な権力関係を構築する。第一に、文化戦争下の多文化主義が前提とする「アイデンティティ」は、マイノリティだけに「特殊」としての差異を押し

付けたのである。米山（2003）は多文化主義が「多様性の管理」の機能を果たすと指摘する。例えばDADTにおいても、カミング・アウトを禁じられるのは性的マイノリティであるゲイだけである。また軍隊内で同性愛者の隊員が恋人や妻について話すのは取り立てて「差異」であると糾弾されることはないのに対し、同性愛の隊員がパートナーについて語ることは規律違反として禁止される。つまりこのとき、「差異」とはマイノリティであるゲイの身体や、発話のみなのである。つまり、多文化主義が賞賛する「差異」とは、すでにマジョリティによる支配的言説の中で産み出されたものにすぎないため、マイノリティが「差異」を主張するほど、その主張はマジョリティが生み出す「知=権力」のサイクルの生産に加担してしまう。それゆえ米山は、多文化主義が「差異を馴致し、封じ込めるための手段」となる危険性を指摘するのである（*ibid.*, p. 24）。

第二に、多文化主義は「アイデンティティ」の存在を前提としているため、そのことばの意味内容が不明確なまま様々な立場によって恣意的に用いられることとなった。そのため社会的立場に関わらず誰もが「アイデンティティ・ポリティクス」に諸手を振って参加し、自らの私的な要求を「アイデンティティ・ポリティクス」として主張できるようになった。例えば、赤毛であるが故にいじめを受けた白人が、その経験を黒人の人種差別問題と同等の問題として主張できるようになった。つまり、議論される問題の歴史性、社会的文脈が考慮されず、問題は「個人」へと帰属化させられるようになったのである。これは、マジョリティとマイノリティの間の不均衡な権力関係を考慮すれば、マイノリティに圧倒的に不利な帰結をもたらすことがわかる。逆にマジョリティは自らの社会的立場や他者との関係性を一度忘れ去った上で、「私的」な要求を正当に行える土壌を手に入れることができるようになった。

以上からわかるように文化戦争における多文化主義は、マイノリティにのみ「特殊」としての「差異」を押し付け、マジョリティ自身が自らの要求を「アイデンティティ・ポリティクス」の一環として訴えることができる文脈を造り出したのである。したがって、この論争に於いて「アイデンティティ」の存在を前提に文化戦争という枠組みを適用することは、ILGOとい

う境界線上の立場を無理矢理一つの「アイデンティティ」に帰属化させ、さらにこの論争そのものから歴史性、社会的文脈を排除する。それは、なぜAOHが聖パトリック・パレードを行わねばならないか、またなぜILGOは「ゲイ」「レズビアン」としてパレードに参加する必要があったのかというプロセスを問わず、論争を容易にカテゴリー間の「公平」な参加の問題に帰すことである。

納税者の支払うお金は、平等を図るために行政のサービスや福祉などで、等しく分配されなくてはならないという原則からみれば、「特殊」な「アイデンティティ」を標榜しているものとみなされてしまったILGOの主張は、自動的に苦境に立たされることになるのは火を見るより明らかである。なぜなら、「公平」の原理原則の下に、特定の「アイデンティティ」を標榜しているとされるマイノリティが優遇を受けているかの印象を与えてしまうからである。このように文化戦争において「アイデンティティ」を前提とすることによって、「公平」の意味でさえもが、ILGOに属するような人々にとっては、非常に不利な力学を作動させることになる。したがって、「アイデンティティ」を議論の前提とすることは、議論の枠組み自体を社会的文脈や歴史性から乖離したものとして縮小させてしまうのである。

5「アイデンティフィケーション」の禁止が生み出すもの

以上、本論争において「アイデンティティ」を前提とすることの問題について指摘してきた。本節では、ILGOがパレード参加条件として課された「セルフ・アイデンティフィケーション」の禁止という条件に着目し、これが何を生み出していたのかを考察してみたい。なぜなら、「アイデンティティ」の「表現」を禁ずる本条件は、文化戦争が前提とする本質的な「アイデンティティ」そのものが構築過程にあること、それを定義する人の視点に左右される行為遂行的なものであることを示しているからである。したがって、「セルフ・アイデンティフィケーション」の禁止条件に着目することは、文化戦争という枠組みに変わる問題解決の方法を考察できる可能性がある。

この要請に関する委員会の主張の要点は以下の2つである：(a) パレードに招待するのはあくまで「個人」である；(b) アイルランド系移民の祝

祭の場を「同性愛者」のために利用することはできない。¹³ つまり、ILGOは「個人」に反する特定の集団的「アイデンティティ」を標榜しており、しかもその「アイデンティティ」はアイルランド系移民/カトリックのそれには合致しないという理由で、「ゲイ」や「レズビアン」であることを示すことが禁じられた。しかし他のグループは自らが所属する団体名を示すことが許されていた。

このように、明らかに矛盾する言い分が当然のものとして主張された背景には異性愛至上主義社会の性別秩序が関係している。異性愛至上主義社会において、人はみな一瞥して「男性」か「女性」のどちらかに自動的に振り分けられる。例えば、わたしたちは路上ですれ違った人間を「女性」として認識する際、相手が女性器を持ち、「女性」らしい文化的特徴を備え、「正常」な「女性」としてのライフストーリーを送ってきたことまで一瞬にして読み込む。すなわち「異性愛者」でいることは「示す必要がないほど自然」なことであり、「アイデンティフィケーション」の結果とは見なされない（山田，2009）。

この秩序を適用すれば、「異性愛者」は「集団的アイデンティティ」ではないが、「同性愛者」は「集団的アイデンティティ」であることが当然視される。そのため「ゲイ」、「レズビアン」ということばやレインボー・フラッグのみがそこにあるだけで積極的な「呈示行為」の結果と見なされる。つまり、委員会は異性愛至上主義の性別秩序に依拠することで「セルフ・アイデンティフィケーション」行為とは何かを恣意的に決定したのである。したがって本条件は、何が「アイデンティティ」で何がそうではないかが決定づけられるプロセスそのものを示しており、本論争においては承認される「アイデンティティ」の基盤に異性愛主義があることを露呈させてしまったのである。

また本条件は、アーレント的な「現われ」が不可能であることを示している。「見られ、聞かれ」たとしても、その声や振る舞いは「アイデンティティ」とは認められない可能性があるからである。Mulligan（2008）は、パレードが行われた場を、「アイデンティティ」を構築する象徴的な場と定義し、パレード委員会幹部であるAOHがILGOのパレード参加を拒否したの

は、ホモセクシュアリティをこの場から排除することでアイルランド系移民の「アイデンティティ」をヘテロセクシュアルなものとして構築する行為であったと指摘する。さらにこの場から特定の立場を排除することは、その場を彼らにとっての理想的な空間として私的領域化する行為であったという。この指摘からも、本条件は多数の人に「見られ、聞かれ」るための場としての「公共領域」が、実際には「共通 (common)」の「アイデンティティ」を人々に求め、それに適応しない場合は排除するという排他的な構造を持っていることを示していることがわかる。つまり本条件は「アイデンティティ」、それに基づく「公共領域」が共に恣意性を持ち、それらがことばによって構築される際に何らかの力学が働いているということを明らかにしたのである。

6 終わりに

以上、本論争を文化戦争という議論の枠組みに基づいて考察することの問題点について指摘してきた。第一に1995年の連邦裁判所判決は本論争について「アイデンティティ」間の私的な対立の構図を設定しているが、それはILGOが境界線上にあるという事実によって不適切であることがわかった。

第二に、文化戦争における多文化主義的「アイデンティティ」はマイノリティにのみ「特殊」としてのアイデンティティを配置し、マジョリティにとっては私的要求でさえも「アイデンティティ・ポリティクス」として主張できる文脈を用意した。したがって文化戦争における多文化主義は不均衡な権力関係を維持することに寄与することが明らかとなった。

第三に、「セルフ・アイデンティフィケーション」禁止の条件は、何が「アイデンティティ」で何が「アイデンティティ」ではないかを決定づける際の力学を明らかにしている。「アイデンティティ」とは何かを決定づけることは逆説的には人々に共通の「アイデンティティ」を要求し、そこから逸脱するものを排除するという構造を持つ。したがって「アイデンティティ」を定義することは、それが存在するとされる領域をも境界付けることである。

したがって、本論争を紐解くことで明らかとなったのは、「アイデンティ

ティ」も「文化戦争」もしくは「公共領域」という枠組みも、互いに特定の機能を果たすことによって、共に一つの現実を創り出すことに寄与しているということである。「本質」としての「アイデンティティ」を想定することによって、それが存在する場としての「公共領域」は自ずと「共通」の人々が存在する場としての役割を担う。また議論の枠組みとして「公共領域」を設定することによって、議論に含めるべき対象、そうでない対象が選別され、何ものかがその境界線から排除される。

つまり、「アイデンティティ」や「公共領域」、「文化戦争」をもともとそこにあるものとして想定することそのものが、何かを生み出し何かを排除しつつ一つの現実を構築してしまうのである。したがって本論争は、「アイデンティティ」の対立の論争でもなく、「公共領域」における「現われ」を求める論争でもなかった。本論争はそれが「アイデンティティ」や「公共領域」に関わるものとして議論されることにより、異なるカテゴリー間の「差異」が強調され、「本質」としての「アイデンティティ」が異性愛至上主義に基づいて生み出される、その過程を明らかにするものだったのである。

したがって本論争が示唆しているのは、マイノリティとして声を上げることや、性についての語り、それを聞くことがすなわち「公共性」を問い、誰にでも開かれた場としての「公共領域」を開くことにはつながるわけではないということである。特にパレードが行われる公道など、多数の人々が行き交う場は多数性を持つことによるのみ「公共領域」と見なされやすい。しかしながら多数の観衆によって「見られ、聞かれる」というだけではその「アイデンティティ」が認められるとは限らない。むしろ、「逸脱」として排除される可能性もある。したがって「アイデンティティ」や「公共性」に関わる議論において重要なのは、語られているその「アイデンティティ」や「公共領域」は果たして誰の視点により生み出され、論争をどのように枠付け、制限し、誰を排除しつつ生み出しているか、等のことばが生み出す権力に気付くことである。

ゆえに、本論争が明らかにしてくれる第二の点として、論争を眼差し、分析する際に働く権力と、同時に分析者がその権力に巻き込まれているという事実が挙げられる。論争を「アイデンティティ」や「公共性」に関わるもの

として分析したその瞬間、すでに分析者はその論争を特定の視点に基づき構築しているからである。

すなわち、本論争はことばが「場」に働きかける権力と、その権力に発話者や聴衆がどのように巻き込まれているかを明らかにするものだったと言える。本稿においては、ことばによって生み出される現実をいかに変容せしめられるかという点まで論が及ばなかった点が課題であった。しかし、語られる論争がすでにことばの権力に巻き込まれているということ、「アイデンティティ」も「公共領域」もともに一つの現実を構築するための機能であるという点は、様々な論争に分析者がいかに介入し、変容させる可能性があるかを示唆するものであったのではないだろうか。

Footnotes

- ¹ 毎年3月12日には、世界各地でアイルランド系移民によるパレードが行われているが、中でも、アメリカ、ニューヨーク市で行われるパレードは世界的に最も規模が大きい。それは、周辺にアイルランド系移民やその子孫が多いことや、アメリカ各地からアイルランド系アメリカ人がニューヨークを訪れることが要因である。
- ² AOHについて詳しくは以下のサイトを参照。
Author unknown. About us. In *Ancient Order of Hibernians* (official website), (<http://www.aoh.com/pages/about.html>). accessed at 2010, July 25.
- ³ Jerry Gray. (1991, March 8). Gay group rebuffed in bid to join St. Patrick's Parade. In *New York Times*. 参照。
- ⁴ Jerry Gray. (1991, March 16). Mayor's place in parade to be with gay group. In *New York Times*. 参照。
- ⁵ Maurice Carroll. (1991, March 16). He'll stay in step with gays. In *Newsday*. 参照。
- ⁶ James Barron. (1991, March 17). Beer shower and boos for Dinkins at Irish parade. In *New York Times*. 参照。
- ⁷ Jerry Gray. (1991, March 15). Parade furor is settled; gay group will march. In *New York Times*. 参照。
- ⁸ パトリック・パレード参加のルールについて詳しくは以下を参照。
Author unknown, Affiliation. In *ST. Patrick's Day Parade* (official website), (<http://nycstpatricksparade.org/affiliations>). accessed at 2011, August 23.
- ⁹ Linda Greenhouse. (1995, April 26). Supreme court roundup; gay group and parade backers battle. In *New York Times*. 参照。
- ¹⁰ Author unknown. (2010, April). Homosexuals in the military: evolution of the Don't Ask, Don't tell policy. In *Congressional digest*, vol. 89, Issue 4, (103-107). Washington, WA: Congressional Digest. 参照。
- ¹¹ Jerry Gray. (1991, March 13). St. Patrick's Day plan for gay group is denied. In *New York Times*. 参照。
- ¹² Mairead Mileadh. (1991, March 13). New York forum about St. Patrick's day: I march in two parades. In *Newsday*. 参照。
- ¹³ Jerry Gray. (1991, March 14). Homosexuals still pressing to join parade. In *New York Times*. 参照。

References

- 飯野由里子. (2008). 『レズビアンであるくわたしたち』のストーリー』. 東京：生活書院.
- ギトリン, トッド. (2001). 『アメリカの文化戦争—たそがれゆく共通の夢』(足田三良 & 向井俊二, Trans.). 東京：彩流社.
- 小松満貴子. (2003). 「第三期のフェミニズム」. In 小松満貴子 (Ed.), 『シリーズ〈女・あすに生きる〉⑨ ジェンダー・セクシュアリティ・制度一性の社会構築—』. 東京：ミネルヴァ書房.
- 齋藤純一. (2000). 『思考のフロンティア 公共性』. 東京：岩波書店.
- 杉浦郁子. (2002). 『レズビアン』という自己—語られる差異とポリティクスをめぐって』. In 好井裕明 & 山田富秋 (Eds.), 『実践のフィールドワーク』東京：せりか書房.
- 砂川秀樹. (2002年12月27日). 「〈性的なもの〉はプライベートなものか?」. In 『民博通信』, 第99号, 13-15. 大阪：国立民族学博物館.
- 西川長夫. (2003). 「多文化主義から見た公共性問題—公共性再定義のために」. In 山口定, 佐藤春吉, 中島茂樹 & 小関素明, (Eds.), 『新しい公共性』. 東京：有斐閣.
- 樋口映美. (2001). 「解説『文化戦争』の概念と理念」. In ギトリン, トッド. 『アメリカの文化戦争—たそがれゆく共通の夢』(足田三良 & 向井俊二, Trans.). 東京：彩流社.
- 宮崎かすみ. (2008). 「同性愛者の身体、あるいは心—クラフト-エビングとオスカー・ワイルド」. In 金井淑子 (Ed.). 『身体とアイデンティティ・トラブリング—ジェンダー/セックスの二元論を超えて』. 東京：明石書店.
- 山田富秋. (2009). 「ジェンダーは男/女の二項対立概念ではない」. In 好井裕明 (Ed.), 『排除と差別の社会学』. 東京：有斐閣.
- 米山リサ. (2003). 『暴力、戦争、リドレス—多文化主義のポリティクス』東京：岩波書店.
- Arendt, Hannah. (1994). 『人間の条件』(志水速雄, Trans.). 東京：筑摩書房. = (Original work published 1958). *the Human condition*. University of Chicago press.
- Butler, Judith. (2004). 『触発する言葉』(竹村和子, Trans.). 東京：岩波書店. = (Original work published 1997).
- Excitable Speech: a politics of the performative*. New York, NY: Routledge.

- Foucault, Michel. (1986). 『性の歴史 | 知への意志』 (渡辺守章, Trans.). 東京: 新潮社. = (Original work published 1976). *La Volonte de savoir*. (Volume 1 de *Histoire de la sexualite*). Editions Gallimard.
- Harbermas, Jurgen. (1994). 『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求 [第2版]』 (細谷貞雄 & 山田正行, Trans.). 東京: 未来社. = (Original work published 1990). *Strukturwandel der Offentlichkeit: untersuchungen zu einer kategorie der burgerlichen gasellschaft*. Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main.
- Herd, Gilbert. (2002). 『同性愛のカルチャー研究』 (黒柳俊恭 & 塩野美奈, Trans.). 東京: 現代書店. = (Original work published 1997). *Same sex, different cultures: exploring gay and lesbian lives*. Westview Press.
- Scott, W. Joan. (2004). 『増補版 ジェンダーと歴史学』 (荻野美穂, Trans.). 東京: 平凡社. = (Original work published 1999). *Gender and the politics of history, revised edition*. New York, NY: Columbia University Press.
- Seidman, Steven. (1995). 『アメリカ人の愛し方—エロスとロマンス—』 (椎野信雄, Trans.). 東京: 勁草書房. = (Original work published 1991). *Romantic longings: love in America, 1830-1980*. New York, NY: Routledge.
- Weeks, Jeffrey. (1996). 『セクシュアリティ』 (上野千鶴子, Trans.). 東京: 河出書房新社. = (Original work published 1986). *Sexuality*. Ellis Horwood Ltd. & Tavistock Publications Ltd.
- Bolton, Richard. (1992). Preface. In Bolton, Richard (Ed.), *Culture wars: documents from the recent controversies in the arts* (pp. 3-26). New York, NY: New Press.
- Fraser, Nancy. (1997). *Justice interruptus: critical reflections on the "postsocialist" condition*. New York, NY: Routledge.
- Martin, D. Bradford. (2004). *The theater is in the street: politics and public performance in sixties America*. Massachusetts, MA: University of Massachusetts Press.
- Mulligan, N. Adrian. (2008, April). Countering exclusion: the 'St. Pats for all' parade. In *Gender, place, and culture*, vol. 15, No. 2 (153-167). New York, NY: Routledge.

Identity and the Public —the Controversy surrounding Boston's St. Patrick's day Parade— Mei TAKAHASHI

This paper discusses how “publicity” based on “identity” preserves an unequal power structure by focusing on the case of the 1991 St. Patrick's Day Parade argument. A group of people who identified themselves as Irish American as well as homosexual, called ILGO, were granted permission to participate in the St. Patrick's Day parade, a holiday to celebrate Irish immigrants to America. However, in order to attend, “self-identification” was restricted, and the definition of “homosexual identity” was decided before the ILGO could comment; these events made a visible boundary between “Irish Americans” and “homosexuals.” This restriction ended up creating a limited definition of the image of homosexual. This paper indicates the following argument based on the idea that identity is created by speech.

First, the cause of the argument lies in multiculturalism, which seeks to identify an “identity.” Because there is always the potential that speech can be changed by any speaker on a given topic, the inequality of the power structure between the minority and the majority is preserved. In this context, the minority is indicated as an alternative identity by the majority.

Second, this paper presents a criticism of “publicity” accomplished with a basis in “identity.” The concept of “publicity” cannot be a basis for criticizing situations in which unequal power relationships are activated; publicity is not dependent a social context in which people discuss “identity.”

In order to transform this situation of “publicity,” it is necessary to gain an understanding of the perspectives of those who discuss “identity.” In other words, there is a necessity to expose the historical context and social power structure of the speech's place and time.

Keywords:

identity, speech, performativity, culture war, publicity